

令和4年2月市議会 環境経済委員会資料

第55号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第25号）

目次

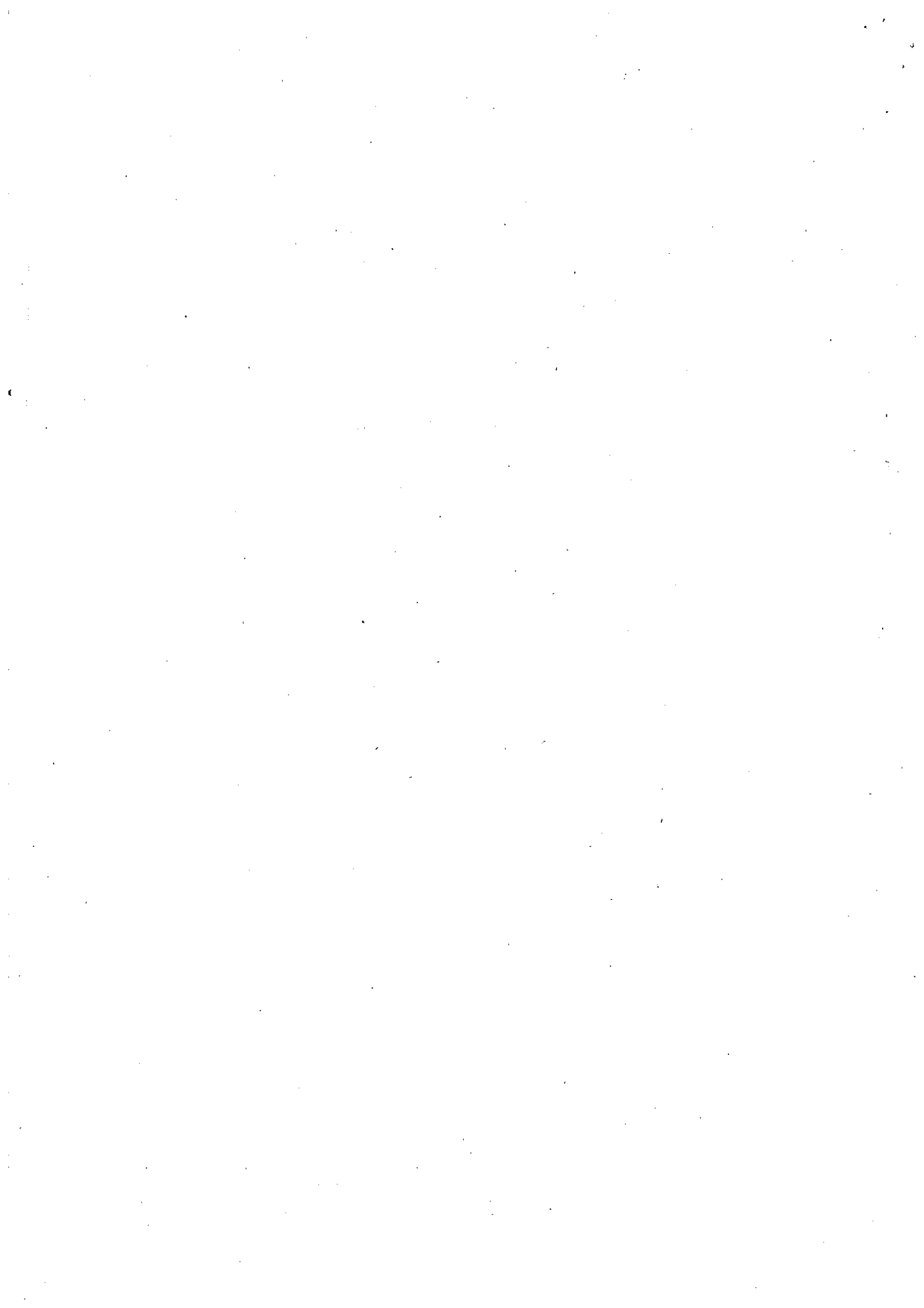
【予算説明書ページ】 【ページ】

7款1項2目 商工振興費

1 中小事業者等一時金	14~15	1~5
-------------	-------	-----

商 工 部

令 和 4 年 2 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
14~ 15	7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	1-1	中小事業者等一時金	千円 189,696

## 1 概 要

第6波とも言われる新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、医療体制が再びひっ迫する中、1月21日から3月6日までの間、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を防止するため、長崎市に対し「まん延防止等重点措置」が適用された。

これに伴い、市民への不要不急の外出自粛が要請されるとともに、同期間中、長崎県から長崎市内の飲食店等に対し、営業時間短縮が要請され、営業時間短縮に協力した飲食店等に対しては、「営業時間短縮要請協力金」を支給している。

また、国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化により、大きな影響を受ける事業者への措置として、2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の事業収入が、2018年11月から2021年3月の間の任意の同じ月と比較して30%以上減少している事業者に対し、「事業復活支援金」による支援が実施されている。

しかしながら、事業収入の減少率が30%未満の事業者への支援は措置されていないことから、今回、国の「事業復活支援金」の支援対象とならない中堅・中小事業者を対象に、中小事業者等一時金（第4期）を支給することにより、事業の継続と雇用の維持を支援する。

## 2 事業内容

### (1) 対象事業者

長崎県の要請に伴う飲食店等の営業時間短縮や市民の不要不急の外出自粛により、直接・間接の影響を受け、事業収入が減少した市内の中堅・中小事業者。

ただし、次に該当する事業者は対象外。

- ・営業時間短縮要請協力金（※）の受給者

※ 2022年1月21日から3月6日までの営業時間短縮に係るもの

- ・国の事業復活支援金の対象事業者

### (2) 主な申請要件

2022年1月、2月または3月のいずれかの月の事業収入が、2019年から2021年の任意の年の同じ月と比較して20%以上30%未満減少していること。

### (3) 支給額

2022年1月、2月または3月の事業収入の減少額

（減収要件を満たした月ごとに計算。ただし、いずれか2か月分まで）

### (4) 支給上限額

10万円/月（2か月で最大20万円）

(5) 支給見込み事業者数

1,200 事業者 (※1)

※1 中小事業者等一時金 (第3期) の支給実績 (減収率▲20%~▲30%未満)

(6) 申請受付期間 (予定)

2022 年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで

3 予算額

(1) 中小事業者等一時金 168,000 千円 (1,200 事業者×14 万円 (※2))

※2 中小事業者等一時金 (第3期) の平均支給額 (減収率▲20%~▲30%未満)

(2) 事務費 21,696 千円

ア 広報宣伝費 6,287 千円

イ 振込手数料 132 千円

ウ 審査等委託料 14,950 千円

エ データ入力委託料 327 千円

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 189,696	千円 189,696	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (単独)

5 繰越明許費 予算説明書 18~19 ページ

7 款 商工費 1 項 商工費 2 目 商工振興費

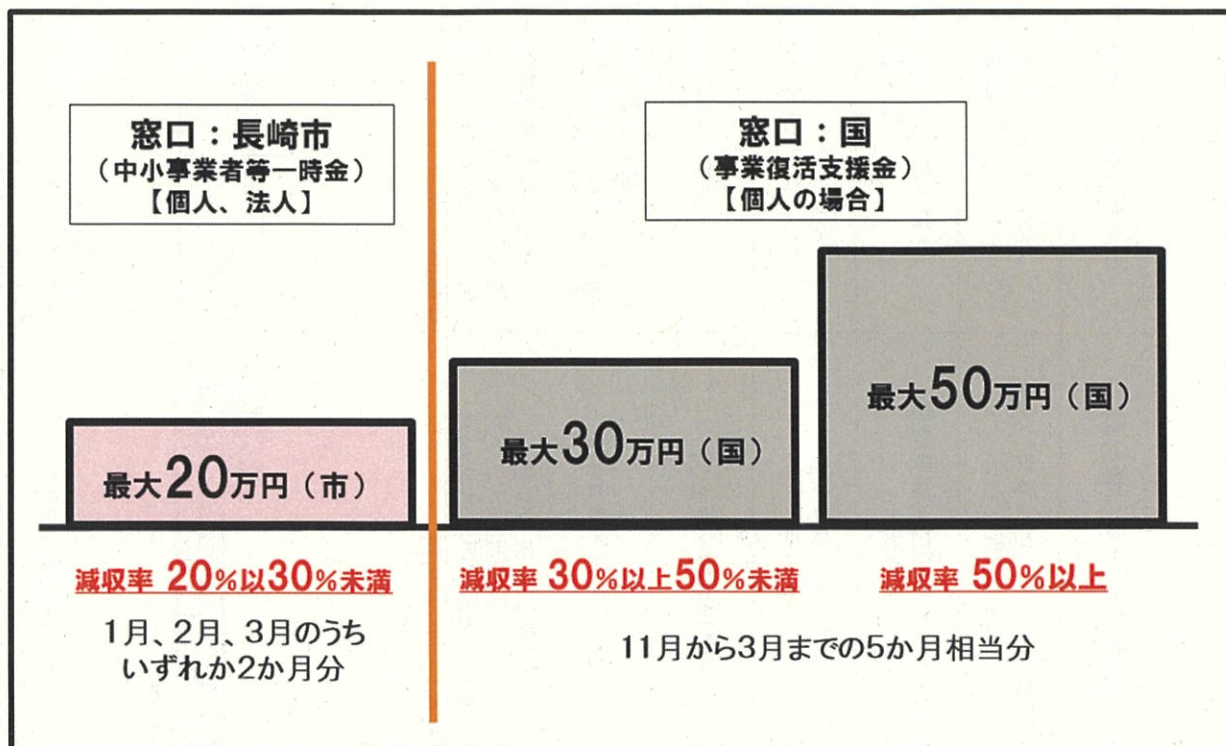
(1) 財源内訳

事業名	金額	財源内訳					
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
中小事業者等一時金	補正後 予算額	千円 1,326,726	千円 491,826	千円 504,900	千円 -	千円 -	千円 330,000
	支出 予定額	1,137,030	302,130	504,900	-	-	330,000
	繰越 明許額	189,696	189,696	-	-	-	-

(2) 繰越の理由

新型コロナウイルス感染症への対応として実施する事業が、年度内に完了しない見込みであるため。

【参考1】支給イメージ



【参考2】(国) 事業復活支援金の概要

- 新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。以下のポイント1、2を満たす事業者は、**業種や所在地を問わず給付対象**となり得ます。

給付対象について

ポイント1 **新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者が対象となり得る

ポイント2 2021年11月～2022年3月の**いずれかの月の売上高**が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して**50%以上**又は**30%以上50%未満減少**した事業者

**給付額** = 基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5

**基準期間** 「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」の**いずれかの期間**  
(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

**対象月** **2021年11月～2022年3月のいずれかの月**  
(基準期間の同月と比較して売上高が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

給付上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高



【参考3】中小事業者等一時金 第1期から第4期の制度比較

		中小事業者等一時金（第1期）	中小事業者等一時金（第2期）	中小事業者等一時金（第3期）	中小事業者等一時金（第4期）
1	まん延防止等重点措置期間	—	—	令和3年8月27日～9月12日 (17日間)	令和4年1月21日～3月6日 (45日間)
2	営業時間短縮要請期間	令和3年1月20日～2月7日 (19日間)	令和3年4月28日～6月7日 (41日間)	令和3年8月10日～9月12日 (34日間)	令和4年1月18日～3月6日 (48日間)
3	減収対象月	令和3年1月、2月 (いずれか1か月)	令和3年4月、5月、6月 (いずれか2か月)	令和3年8月、9月 (2か月)	令和4年1月、2月、3月 (いずれか2か月)
4	支給額	減収20%以上	20万円（定額）	上限12.5万円×2か月	上限10万円×2か月
		減収30%以上	20万円（定額）	上限12.5万円×2か月	上限10万円×2か月
		減収50%以上	30万円（定額）	上限17.5万円×2か月	【国】月次支援金 個人：上限10万円×2か月 法人：上限20万円×2か月
5	支給イメージ	<p>支給額</p> <p>令和3年1月、2月のうち いずれか1か月</p>	<p>1か月あたりの支給額 (売上減少額を支給)</p> <p>令和3年4月、5月、6月のうち いずれか2か月</p>	<p>1か月あたりの支給額 (売上減少額を支給)</p> <p>令和3年8月、9月の2か月</p>	<p>支給額</p> <p>令和4年1月、2月、3月のうちいずれか2か月</p>

【参考4】長崎市営業時間短縮要請協力金の支給状況（令和4年3月1日現在）

区分	時短要請期間	申請受付期間	申請店舗数	支給済店舗数
第7期	令和4年1月21日 ～2月13日	令和4年2月14日 ～3月31日	1,678件	627件
第8期	令和4年2月14日 ～3月6日	令和4年3月7日 ～4月22日	—	—